

地域との協働による防災・減災まちづくりおよび損害調査結果の提供・利用に関する協定書

彦根市(以下「甲」という。)と三井住友海上火災保険株式会社(以下「乙」という。)は、乙の損害調査結果の提供および利用について、以下のとおり協定書(以下「本協定書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲および乙は、地域との協働による防災・減災まちづくりを推進するため、また自然災害により生活基盤に被害を受けた住民(市外在住で彦根市内に住家を所有する者を含む。以下同じ。)がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

2 乙は、前項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

(損害調査結果の提供および利用)

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する次に掲げる事項(以下「本調査結果」という。)を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲および乙が別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 住民から提供を受けたデータおよび情報
- (2) 乙が行った被害調査に関するデータおよび情報
- (3) その他甲と乙が合意した事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼および承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援(以下「本目的」という。)にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払を要しないものとする。ただし、本調査結果の提供および利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

(被害認定の判断)

第3条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 乙は、本調査結果の利用に関連して甲または住民に損害が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、その損害について責めを負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第4条 甲および乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められるときには、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲および乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者はその損害について責めを負わないものとする。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)または暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約によって生ずる権利または義務を譲渡したとき。

(2) 甲、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき。

ア 役員等(乙の役員またはその支店もしくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(秘密の保持)

第5条 甲および乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の秘密(以下「秘密情報」という。)を他人に漏らしてはならない。

2 甲および乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の秘密を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、相手方の承認を得たときは、この限りでない。

(法令等の遵守)

第6条 甲および乙は、本調査結果の提供および利用に関し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他一切の法令等を遵守するものとする。

2 甲および乙は、本調査結果の提供および利用に関し、法令等で必要とされる手続きの履践ならびに前条第2項の住民の依頼および承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定書の有効期間は、令和7年7月9日から令和8年3月31日までとする。

2 甲または乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1ヶ月前までに本協定書を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定書は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。更新の際は協定内容を協議し、必要に応じて見直すものとする。

3 本協定書が終了(理由の如何を問わない。)した場合であっても、第3条、第5条、第6条の規定はなお効力を有するものとする。

本協定書の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 7年 7月 9日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長

田島一成



乙 滋賀県大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル7F

三井住友海上火災保険株式会社

滋賀支店長

佐藤浩司

